

## 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

### カワトクゴールド特約

#### 第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という。)が株式会社川徳(以下「川徳」という。)と提携して発行するカワトクゴールドカード(以下「本カード」という。)の会員(以下「本会員」という。)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項(「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」を含む)に加え、本特約が適用されます。

#### 第2条(個人情報の提供・利用)

本会員は、当社が保護措置を講じた上で以下の個人情報を川徳に提供し、川徳が以下の目的で利用することに同意します。

[利用目的]

○川徳が、本カード決済による商品販売・役務提供の可否を判断するため  
[提供する個人情報]

○本カードの有効期限・本カードによる商品購入利用限度額及び利用可能額

#### 第3条(個人情報の提供期間)

当社が川徳に個人情報を提供する期間は、原則として契約期間終了日までとします。

#### 第4条(個人情報の共同利用)

川徳は、川徳と個人情報の共同利用に関する契約を締結した川徳企業グループ及び関連企業(以下「共同利用会社」という。)と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお個人情報の管理につきましては川徳が責任を負います。

[利用目的]

○商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の案内

○マーケティング活動、商品開発

○川徳の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

[共同利用する個人情報の項目]

○本カード申込書に本会員が記載した本会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況

○川徳における本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数  
<共同利用会社>

(株)かわとく壺番館 岩手県盛岡市菜園1丁目8番15号

(株)カワトクトラベル 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号

(株)川徳友の会 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号

(株)葡萄屋 岩手県盛岡市菜園1丁目11番11号

#### 第5条(問い合わせ窓口)

川徳が保有する本会員の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記の窓口までお願いします。

株式会社川徳 お客様相談室

〒020-8655 盛岡市菜園1丁目10番1号

電話番号 019-651-1111

#### 第6条(特約の変更)

本特約は当社及び川徳所定の手続きにより変更することができます。

### カワトクゴールドカード特約

#### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という。)が株式会社川徳(以下「川徳」という。)と提携して、ポイントカード機能部分は川徳、クレジットカード機能部分は当社が提供するもので、カワトクゴールドカード(以下「本カード」という。)と称します。

#### 第2条(カードの発行)

お客様が、当社が定める本特約及びセゾンカード規約、並びに川徳が定めるカワトクゴールドパークカード ポイント会員規約(以下「ポイント規約」という)を承認し、川徳及び当社(以下「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

### 第3条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約 ゴールドカードセゾンの特別の規定の適用はありません。

### 第4条(カワトクゴールドパークカード ポイント機能)

ポイントカード機能部分については、本特約及びポイント規約が適用されます。

### 第5条(カード会費)

会員は、川徳に対し、ポイント規約に定めるカード会費とその消費税等を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。なお、カード会費は、本カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返し致しかねます。

### 第6条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加し、上記条項に下記の6号を追加します。

記

⑥分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

(例)現金価格 50,000円、10回払いの時  
●分割払手数料  $50,000円 \times (5.0円 / 100円) = 2,500円$   
●支払総額  $50,000円 + 2,500円 = 52,500円$   
●各支払日の分割支払金  $52,500円 \div 10回 = 5,250円$

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2	11.2	11.1
現金価格100円 当たりの手数料 の額 (円)	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0	15.0	18.0

(2)セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した場合は、(1)の表が適用されます。

(4)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

### 第7条(早期完済の場合の特約)

会員が分割払いの場合に当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

### 第8条(届出事項変更の届け先等)

会員には、住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合、及び本カードについて紛失、盗難等が生じた場合、ポイント規約及びセゾンカード規約に基づき、両社にその旨届け出ていただきます。

### 第9条(会員資格喪失時の特例)

(1)ポイント規約第9条に基づき会員資格を喪失した場合、当社の定める手続完了後にセゾンカードを発行いたします。

(2)セゾンカード規約第24条に基づき会員資格を喪失した場合、両社の定める手続完了後にカワトクゴールドパークカードを発行いたします。

### 第10条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

## カワトクゴールドパークカード ポイント会員規約

### 第1条 会員

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社川徳(以下「当社」といいます)に入会の申込をされ、当社が認めた18歳以上の方をいいます。

会員は当社に対し、毎年所定のカード会費を会員の負担によりお支払い

いただきます。なお、お支払済のカード会費は退会または会員資格の喪失となった場合においてもお返しいたしません。

## 第2条 カード発行

(1)当社は会員に対し、カワトクゴールドパークカード(以下「カード」といいます)を会員1名につき1枚発行(当社から貸与)し、カード裏面の署名欄に自署し、会員の責任で管理していただきます。

(2)カードは、自署した会員本人のみがご利用いただけるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

## 第3条 会員資格の有効期限

(1)会員資格の有効期限は当社が定める日までとします。

(2)2年間以上カードでのお買上げ利用がなくかつカード会費が2年以上未納の時は、会員資格を喪失する場合があります。

## 第4条 ポイント付与

(1)会員は、当社の店舗および当社の指定する店舗、諸施設(以下「加盟店」といいます)においてカードを提示のうえ、商品の購入またはサービスの提供を受けた場合、その会員に対して所定のポイントを付与します。なお、ポイント付与の対象となる金額は、お支払い金額から諸税その他当社が定める金員を控除した金額とします。

(2)ポイント付与は、原則100円(税抜き)に対して5ポイントを付与いたします。ポイントの割合は加盟店により異なる場合があります。また、特定の期間、特定の加盟店、特定の商品、特定の会員向けにポイント付与方法を変更することがあります。

(3)次の場合は、原則としてポイント付与対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

①お支払い前にカードの提示がなかった場合。

②金銀白金等の地金類、商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、チケット類、たばこ、ハガキ等を購入する場合。

③当社が指定する催事、および 贈答用の箱代、送料、加工・修理代を支払う場合。

④カワトクポイントによる商品代金・サービスへの充当分。

⑤カワトクカード以外のクレジットカードを利用したお支払い、およびその際に併用するプリペイド支払い分。

⑥代金引換により商品を購入する場合。

⑦手付金その他仮受金を支払う場合。

⑧その他当社および加盟店が指定する商品の購入またはサービスの提供を受ける場合。

(4)ポイントの有効期限は、3月1日～翌年2月末日までの期間に付与された分を翌々年の2月末日までとし、期限を過ぎたポイントは消滅いたします。(例:2017年3月1日～2018年2月末日までに付与されたポイントは、2019年2月末日まで有効です。付与のタイミングにより有効期間は12ヶ月～24ヶ月と変動します。)

## 第5条 ポイントの利用方法

(1)「カワトクポイント残高の全部または一部」は、1ポイントを1円換算とし当社および加盟店において、商品の購入またはサービスの提供を受ける商品代金に充当してお支払いできます。なお、お釣銭をお渡しすることはできません。

(2)以下の場合は「カワトクポイント」をご利用することはできません。

①商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、チケット類、ハガキを購入する場合。

②カード会費

③その他当社および加盟店が指定する商品の購入またはサービスの提供を受ける場合。

(3)「カワトクポイント残高」は、現金と引換えできません。

(4)会員がカードを紛失または盗難にあい、当社に通知する以前にポイント残高を第三者に使用された場合、当社は一切の責任を負いません。

## 第6条 お買上げ商品返品等の処理

(1)お買上げ商品を返品等する場合は、お買上げ店舗でカードおよび当該商品等に係るレシートを提示いただきます。この際に、既に付与したポイントから返品相当額のポイントを差し引きます。

(2)既に、ポイント充当によるお支払を行いポイント残高が不足している場合、ポイント調整または返金処理等をさせていただく場合がございます。

## 第7条 カード再発行

(1)カードの再発行は当社が相当と認めた場合に行います。なお、会員は所定の再発行手数料をご負担いただきます。

(2)カードの紛失、盗難が生じた場合は、直ちに当社宛連絡ください。

## 第8条 届出事項の変更

会員がお名前、ご住所、電話番号等を変更した場合には、速やかに当社へお届けください。

## 第9条 退会ならびに会員資格の喪失

- (1) 会員は、当社の所定の届出をし、退会できるものとします。
- (2) 「カワトクポイント」については、退会前にご利用ください。退会後はいかなる事由でもポイントの復活はいたしません。
- (3) 会員が次の各号の一にでも該当した時は、会員資格を喪失するものとします。
  - ① 2年間以上カードでのお買上げ利用がなくかつカード会費が2年以上未納の時
  - ② この規約に違反した時
  - ③ 会員が当社および加盟店での特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があった時
- (4) 前(1)(3)の場合にはカードを当社にお返しいただきます。この場合ポイントも同時に消滅するものとします。

## 第10条 規約の変更

本規約を予告なく変更、改定または廃止する場合がございます。この場合、当社の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員にその旨を通知いたします。その後カードを利用した場合は、変更事項を承認されたものとします。

## 第11条 反社会勢力の排除

- (1) 会員は、会員が現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないものと確約します。  
ア: 暴力団および暴力団員または暴力団準構成員。もしくは、これらの団員・構成員でなくなった時から5年を経過しない者。イ: 暴力団関連企業または特殊知能暴力団員等。ウ: 総会屋・会社ゴロおよび社会運動標榜ゴロ等。エ: その他、上記ア～ウに準ずるもの。
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。  
ア: 暴力的な要求行為。イ: 法的な責任を超えた要求行為。ウ: 当該システムに関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為。エ: 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。オ: その他上記ア～エに準ずる行為。
- (3) 会員が(1)(2)のいずれか該当するか行為を行った場合、または虚偽の申告が判明し、当社とのカード会員契約を継続することが不適切である場合には、会員資格を喪失するものとします。

## 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項(第12条～第16条)

### 第12条 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、当社と共同利用に関する契約を締結した川徳企業グループ及び関連企業(以下「共同利用会社」という。)と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお、個人情報の管理につきましては当社が責任を負います。

[利用目的]

- 商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の案内
- マーケティング活動、商品開発
- 当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

[共同利用する個人情報の項目]

- カード申込書に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、住居状況
- 当社におけるカード利用に関する契約日、商品名、契約額

<共同利用会社>

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (株)かわとく壺番館  | 岩手県盛岡市菜園1丁目8番15号  |
| (株)カワトクトラベル | 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号  |
| (株)川徳友の会    | 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号  |
| (株)葡萄屋      | 岩手県盛岡市菜園1丁目11番11号 |

- (2) 当社および共同利用会社からの各種ご案内送付の停止について、会員からお申し出があった場合は、停止手続きを行います。

### 第13条 個人情報の開示・訂正・削除

- (1) 会員は、当社に対し、会員自身の個人情報を開示するよう請求できます。なお、当社に開示を求める場合は第14条記載の窓口にご連絡いただいたうえで、所定の開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。
- (2) 開示請求により万一登録内容に不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員は当該情報の訂正または削除を請求することができます。

### 第14条 個人情報の取扱いに関する不同意

当社は、会員が入会に必要な事項の記載を希望しない場合、または個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることがあ

ります。なお、第12条について同意しない場合でも、入会をお断りすることはありません。

#### **第15条 問合せ窓口**

当社が保有する会員の個人情報に関する問合せや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記の窓口までお願いします。

株式会社川徳 お客様相談室

〒020-8655 岩手県盛岡市菜園1丁目10-1 019-651-1111

#### **第16条 条項の変更**

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

お問合せ先

カードについてのお問合せは、下記窓口までお願いいたします。

株式会社川徳 カワトクパークカード担当

〒020-8655 盛岡市菜園1丁目10-1

TEL019-651-1111

